

工事費内訳書の提出について

1 工事費内訳書の提出について

一般競争入札の対象工事（以下「工事」という。）においては、入札書とともに工事費内訳書を持参して下さい。

次の場合、入札書が無効となりますので、注意して下さい。

○工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書

○未記入など、不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

2 工事費内訳書の形式

工事費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事名、工事場所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印）を添付（様式は問いません。）するとともに、各内訳書には当該ページ数と全ページ数とを記入して下さい。（1/5, 2/5, 3/5…のようにページを記載）

内訳は明細まで記載して下さい。

3 工事費内訳書の確認

(1) 入札参加資格要件審査対象者の工事費内訳書の内容を確認し、不備があれば入札書は無効とします。

(2) 工事費内訳書の工事価格計と入札価格は一致しなければなりません。

4 確認後の対応

(1) 工事費内訳書に不備があり、入札書は無効とする場合

ア 工事費内訳書が未記入の場合

イ 入札価格（税抜き）と工事価格（税抜き）が一致しないもの

ウ 工種・種別・細別ごとに記載されていない場合

エ 工事名、工事場所名のいずれかが入札公告と異なるもの

オ 工事名、工事場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていないもの

カ 工種又は主要な種別ごとに記載されていない場合

(2) 軽微な不備により、修正等を指示する場合（無効としない場合）

ア 工事費内訳書の表紙

(ア) 日付、発注者、工事名、工事場所、商号又は名称、住所、代表者名の一部に記載漏れがあるが特定できるもの

(イ) 工事費内訳書の一部記載漏れ

数量、単価等、当該ページ数及び全ページ数の記載漏れ

5 その他

- (1) 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回できません。
- (2) 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはなりません。
- (3) その他、ご不明な事項につきましては、件名に「工事費内訳書について」と記載のうえ、メールにてお問い合わせください。なお、本件に関するお問い合わせは質問書とは別の取扱いとなりますので、回答はお問い合わせいただいた方に対してのみ行い、質疑応答としての公表はいたしません。

(E-mail : info@3space.com 担当 : 山口)